

気仙沼市 (宮城県)

(2006年4月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月31日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有 (人口要件・市の全域を含む新設合併) ・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：73,553人 (高齢化率 ⁽²⁾ 19.7%)	面積 ⁽³⁾ ：226.67k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：30人 (法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：648人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：22,768,997千円		
うち、地方税 6,059,304千円、地方交付税 7,902,393千円		
合併特例債発行予定額 6,462百万円／同限度額 14,432百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業 12.7%、第二次産業 29.4%、第三次産業 57.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2006年4月1日現在。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧気仙沼市	61,452人	21.4%	184.36k m ²	25人	538人	0.47	89.6%
旧唐桑町	12,101人	11.0%	42.31k m ²	18人	101人	0.22	89.7%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況> 人口減少や、少子高齢化の進展に加え、長引く景気の低迷により、自治体の財政の硬直化が進む中、安定した財政基盤を確立し、行政サービスの維持・充実をはかるため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整> <最も重視したことの具体的な内容> 旧町民に「周辺地域として廃れていくのではないか」という不安の声が聞かれ、その不安を払拭し、関係市町の合意が得られるよう、合併協議を進めた。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、③住民> <合併推進の具体的な活動> 1市2町での合併協議が休止となったことから、住民の意向を踏まえ、首長会議で、特例法期限内の1市1町の合併の可能性を検討し、新たな枠組みでの合併協議を行った。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
<p>2003年5月に、気仙沼市、本吉町、唐桑町の1市2町により法定合併協議会を設置し、合併協議を行ってきた。合併協議が整ったことから、合併協定調印式を行い、2005年2月に各市町議会へ廃置分合議案を上程したが、本吉町議会において2度にわたり否決され、合併協議が休止されることとなった。</p> <p>その後、気仙沼市と唐桑町の1市1町での合併協議会を設置した。</p>																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
<p>合併関係市町村以外の市町村との合併協議については、上記のとおり、本吉町を含めた1市2町での合併協議を行った経緯がある。現在は、新たな合併協議は行われていないが、本市と本吉町との1市1町による合併の組み合わせが、合併新法における宮城県の推進地域に指定されている。</p>																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
<p>③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致、⑫両市町とも、水産業を主力産業としている</p>																			
(4) 合併の端緒																			
<p>2002年6月、気仙沼市、本吉町、唐桑町の住民による、「1市2町の未来を考える会」が、合併協議会設置に関する署名活動を実施。同年8月2日、1市2町の首長に対し、合併特例法第4条の2の規定に基づく、合併協議会設置請求を提出。</p>																			
(5) 任意の合併協議会（設置していない）																			
構成メンバー																			
運営上の工夫																			
(6) 法定協議会（設置期間：2005年3月17日～2006年3月30日）																			
住民発議等	有（直接請求）（「1市2町の未来を考える会」という、市町民の有志によって結成された団体を中心）																		
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、住民各8名、都道府県職員（県気仙沼地方振興事務所長、県総務部市町村課長事補佐） 計30名																		
運営上の工夫	協議の決定方法については全会一致を原則とし、協議を重ねても意見の一致を見ない項目については、小委員会を設置し協議を進めた。広報誌、ホームページ等で住民への情報提供をし、協議内容の周知を図った。																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>合併協議会での協議方針については、本吉町を含めた1市2町による合併協議会での協議結果を最大限尊重することとして、協議を行った。</p>																			
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> </tr> <tr> <td>合 意：</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> <td>05年3月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	合 意：	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月														
合 意：	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月	05年3月														
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>1市2町合併協議会での協議の内容を尊重したため、特に難航した項目はなかった。</p>																			

<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>従前から生活圏が同じであり、これまでもつながりの深かった両市町が、対等な立場で合併することにより、それぞれの地域が持つ特性を十分に活かしたまちづくりができると考えられるから。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>新市への行政事務の移行準備として、電算システムの統合、庁舎の整備、例規の整備等を考慮した結果。</p>	<p>2006年3月31日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：1市2町の合併協議会において、2003年10月1日現在、満18歳で1市2町に住所を有する者を対象に、公募を行い、その結果を合併協議会で協議し、決定した。1市1町合併協議会では、その協議結果を踏まえて決定した。</p> <p>選定理由：応募総数の約8割を占めており、港町、漁港基地として、国内外を問わず知名度があり、すでに高いブランド価値を持つ「気仙沼市」を選定した。</p>	<p>公募有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>事務所の位置は、国・県の出先機関が、旧気仙沼市に集中し、交通手段等も発達していること、また、財政状況等を勘案し、旧気仙沼市の庁舎の位置に、新事務所の位置を設定した。（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）</p> <p>条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>（新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）</p> <p>正負ともになし。</p>	
<p>（8）新市建設計画</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年</p> <p>理由 国からの財政措置が10年間であるため。ただし、建設計画に附随する財政計画については、20年間とした。</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>5つの基本目標を定め、その実現に向けた施策を設定した。実施期間を、前期・中期・後期の3段階に分け、事業の優先順位を決めた。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>市町間で、実施事業の規模が違い、どのくらいの事業を盛り込むか、優先順位をどのようにするかで調整が難航した。また、新庁舎及び市立病院の建設について、具体的な実施時期を示すべきという意見が多く出されたが、財政的な面から示すことができず、対応に苦慮した。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>新市におけるまちづくりの基本理念として、1. 市民と行政の協働のまちづくり、2. 人と人が支えあうまちづくり、3. 人と自然が共生するまちづくりの3つを設定。この基本理念を踏まえて、「人と自然が輝く 食彩豊かなまち」を新市の将来像に掲げ、その実現にむけた建設計画を策定した。合併の目的を達成するため、新市の活性化や子育て支援の充実、若者の定住などにつながる施策を推進することとした。</p>	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容></p> <p>総合計画の構想、理念を参考に新市建設計画を策定した。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2011年度	2015年度
歳入合計	22,834	20,527	19,823	20,630
地方税	6,086(26.7)	5,975(29.1)	5,794(29.2)	5,643(27.4)
地方交付税	8,079(35.4)	8,043(39.2)	7,370(37.2)	7,351(35.6)
歳出合計	22,293	20,527	19,823	20,630
人件費	5,739(25.7)	5,434(26.5)	4,846(24.4)	4,729(22.9)
(参考:一般職員数)	(639人)	(629人)	(554人)	(539人)
公債費	3,206(14.4)	2,992(14.6)	2,588(13.1)	2,004(9.7)
普通建設事業費	1,572(7.1)	711(3.5)	1,114(5.6)	2,189(10.6)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等はない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全7号。配布方法：市町広報誌と合わせて全戸へ配布） ・HPの開設（2005年3月開設、月2～3回定期更新、アクセス数不明） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名称)：気仙沼市及び本吉町と合併することについて町民の意思を問う住民投票 (時期)：2005年1月16日 (対象者)：唐桑町内に住む18歳以上の男女 (方法)：投票方式	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：みやぎ新しいまち・未来づくり交付金 210,779,737円 人的支援：合併協議会に県職員1名の派遣。 合併協議会委員に県職員2名を委嘱。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	4,998千円
委託内容	「新市建設計画」策定業務委託 4,998千円 (ただし、1市2町合併協議時)

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有(定数特例(定数人)・在任特例(在任期間年ヶ月))・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	行財政改革の観点から、在任特例を適用せず、削減される議員報酬を、新市建設計画の事業実施に使うべきという市町民の声が大きかったため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有(2006年7月19日まで特例措置を適用)・無
その理由	在任特例を適用しないと、新市の長および議会議員と同日で選挙が行われるため、事務が煩雑化することを避けるため。また、農業関係諸証

	明の取扱い事務の空白期間を設けないため。旧気仙沼市 19 名、旧唐桑町 12 名の合計 31 名は 2006 年 3 月 31 日から 7 月 19 日まで、在任特例の適用し、旧市町の農業委員が引き続き委員を務めた。	
(3) 三役		
旧気仙沼市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は設置せず。	
旧唐桑町	町長は新市の市長選挙に立候補し、落選、助役は退職、収入役は設置せず。	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減>現在 648 名を、10 年で 548 名に削減。	
給与の調整	<給料表の統一>行政職については、気仙沼市の基準に合わせ 9 級制とし、2005 年人事院勧告を踏まえた給料表の改定により 7 級制とした。 <給与の再調整・再計算>特別勤務手当の削減。	
役職の調整	旧市町間で不公平がないよう、均衡を図りながら調整を行った。	
(5) 組織・機構の整備方法		
旧唐桑町に総合支所を置き、旧自治体の組織をほぼ存続させた。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧気仙沼市	旧気仙沼市の支所 2ヶ所を、名称を変更し、出張所として引き続き設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (旧唐桑町に地域自治区を設置)・無	
その理由	市に吸収され、周辺地域となって廃れていくのではないかと、旧町民の不安を解消し、新しい地域社会を形成するため、地域自治区の設置が必要とされた。今後、行革の進展による職員数の減少で、市民の協力がないとまちづくりが進められないという観点から、協働の推進の場としても活用する。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
都市計画税 (都市計画区域内)	旧気仙沼市 税率 0.2% 旧唐桑町 該当なし	2006 年 3 月 31 日から 旧気仙沼市の例により統一。
入湯税	旧気仙沼市 1日 150 円/1人 日帰り 70 円/1人 旧唐桑町 該当なし	2006 年 3 月 31 日から 旧気仙沼市の例により統一。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	旧唐桑町の口径別料金制を、旧気仙沼市の例により口径別逓増料金制に改める。閉栓中のものについては、旧気仙沼市では基本料金をとっていたが、長期間使用する見込みがない場合、メーターの取り外し工事を行えば、基本料金を請求しない。	
下水道料金	旧気仙沼市は、公共下水道と漁業集落排水、旧唐桑町は、農業集落排水を行っており、全域で供用されていないため、合併後 3 年以内に統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	火葬場使用料：金額や区分に相違が大きかったため、経費を試算した上で、新たな使用料を設定した。	

(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
賦課徴収方法	旧気仙沼市： 所得割・均等割・平等割の3方式 旧唐桑町 所得割・資産割・均等割・平等割の4方式	2006年3月31日から資産割を含まない3方式に統一。
所得割	旧気仙沼市 8.95% 旧唐桑町 5.70%	2006年度から5年間は不均一課税。
資産割	旧気仙沼市 なし 旧唐桑町 35.00%	合併と同時に廃止。
均等割	旧気仙沼市 27,600円 旧唐桑町 18,000円	2006年度から5年間は不均一課税。
平等割	旧気仙沼市 25,200円 旧唐桑町 24,000円	2006年度から5年間は不均一課税。
(12) 介護保険事業（調整方針：負担の高い方に合わせる）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧気仙沼市 3,000円 旧唐桑町 2,060円	介護保険事業の推進のため、月額3,000円に統一。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	旧市町において委託していた電算システム業者の中から、プロポーザル方式によりシステム構築業者を選定した。システムの構築に当たっては、関係職員で構成する電算統合推進委員会を設置し、業務の進捗管理を行った。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	町・字の区域・名称の変更はないが、「字」が付いていたところは、「字」の字句を削除することとした。1市2町の合併協議において、各市町間で「字」の字句の表記に相違があったことから、表記の統一を図ったもの。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：705百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
(3) 合併による効果	
<⑤行財政の効率化> 人件費の削減等が図られた。	
<⑥地域のイメージアップ> 気仙沼ブランドのイメージアップにつながった。	
(4) 合併による問題点と解決策<合併直後のため、問題点が顕在化していない。>	
(5) 残された課題	
合併直後のため、問題点が顕在化していない。	